

協定項目 2 2 - 1 6 保育事業の取扱いについて

(第 3 回会議資料 6 8 ページ)

協定項目 No.22-16 保育事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
2 家庭保育室運営補助事業	<p>保護者の労働又は疾病により、保育に欠ける義務教育就学前児童を家庭において保育する施設を指定し、助成を行う。</p> <p>【施設割】 ・なし</p> <p>【委託費】 県の実綱に基づき交付 ・乳児1人当たり 月額 18,500円 ・満1歳から満3歳に満たない児童1人当たり 月額 9,200円 ・長時間保育推進費 (11時間を超えて、30分以上保育する児童) 児童1人につき 月額 2,000円 ・障害児保育推進費 満1歳以上満3歳に満たない児童1人につき 月額 9,300円</p> <p>村単独補助 ・村内加算(村独自) (玉川村を含む村</p>	<p>保護者の労働又は疾病により、保育に欠ける義務教育就学前児童を家庭において保育する施設を指定し、助成を行う。</p> <p>【施設割】 ・なし</p> <p>【委託費】 県の実綱に基づき交付 ・乳児1人当たり 月額 18,500円 ・満1歳から満3歳に満たない児童1人当たり 月額 9,200円 ・長時間保育推進費 (11時間を超えて、30分以上保育する児童) 児童1人につき 月額 2,000円 ・障害児保育推進費 満1歳以上満3歳に満たない児童1人につき 月額 9,300円</p> <p>村単独補助 ・村内加算(村独自) (村内の家庭保育</p>	<p>家庭保育室運営補助事業については、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p>保護者の労働又は疾病により、保育に欠ける義務教育就学前児童を家庭において保育する施設を指定し、助成を行う。</p> <p>【施設割】 ・なし</p> <p>【委託費】 県の実綱に基づき交付 ・乳児1人当たり 月額 18,500円 ・満1歳から満3歳に満たない児童1人当たり 月額 9,200円 ・長時間保育推進費 (11時間を超えて、30分以上保育する児童) 児童1人につき 月額 2,000円 ・障害児保育推進費 満1歳以上満3歳に満たない児童1人につき 月額 9,300円</p> <p>町単独補助 ・町内加算(町独自) (町内の家庭保育</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
3 特別保育補助事業(保育園)	<p>内の家庭保育室) 児童1人につき 月額 10,000円 【指定施設】 ・2施設(H16年度は0) 【村内施設】 ・無し 【根拠条文】 ・都幾川村家庭保育室要綱</p> <p>児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、設置された保育所に対し、予算の範囲以内において補助金を交付する。 【対象特別保育事業】 ・国の基準に基づき交付している。 【単独補助】 ・特別委託料 児童1人につき 月額 11,000円 ・重度障害児の特別委託料 児童1人につき 月額 74,140円 ・障害児保育促進事業 児童1人につき 月額 20,000円</p>	<p>室) 児童1人につき 月額 10,000円 【指定施設】 ・1施設 【村内施設】 ・1施設 【根拠条文】 ・玉川村家庭保育室要綱</p> <p>児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、設置された保育所に対し、予算の範囲以内において補助金を交付する。 【対象特別保育事業】 ・国の基準に基づき交付している。 【単独補助】 ・特別委託料 児童1人につき 月額 10,000円 ・重度障害児の特別委託料 児童1人につき 月額 74,140円</p>	<p>特別保育補助事業は、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p>室) 児童1人につき 月額 10,000円 【指定施設】 ・1施設 【町内施設】 ・1施設</p> <p>児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、設置された保育所に対し、予算の範囲以内において補助金を交付する。 【対象特別保育事業】 ・国の基準に基づき交付している。 【単独補助】 ・特別委託料 児童1人につき 月額 10,000円 ・重度障害児の特別委託料 児童1人につき 月額 74,140円 (軽度障害児の特別委託料については、県補助で実施) ・都幾川村の障害児保育促進事業は廃止する。</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
4 保育料及び保育料の減免について	<p>村が定める保育料徴収金基準額表に基づき保育料を徴収</p> <p>【根拠条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都幾川村保育園保育料の徴収に関する規則 (H13.3.8 改正) <p>【基準額表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層区分 10 階層 10 段階 ・年齢区分 3 歳未満 3 歳 4 歳以上 	<p>村が定める保育料徴収基準額表に基づき保育料を徴収</p> <p>【根拠条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の徴収に関する規則 (H12.4.1 改正) <p>【基準額表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層区分 16 階層 16 段階 ・年齢区分 3 歳未満 3 歳 4 歳以上 	<p>保育料及び保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表を参考に、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p>町が定める保育料徴収金基準額表に基づき保育料を徴収する。</p> <p>【基準額表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層区分 10 階層 10 段階 ・年齢区分 3 歳未満 3 歳以上
5 公立保育所管理運営事業	<p>【公立保育所数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 か所 平保育園 ・認可保育園 ・定員数 60 人 <p>【開所時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 7 : 15 ~ 19 : 00 まで ・土曜日 7 : 15 ~ 12 : 30 まで <p>【職員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長 住民福祉課課長補佐が兼務 ・副園長 	<p>【公立保育所数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 か所 玉川村保育所 ・認可保育園 ・定員数 110 人 <p>【開所時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 7 : 30 ~ 18 : 30 まで ・土曜日 7 : 15 ~ 12 : 30 まで <p>【職員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長 (非常勤職員) ・副園長 	<p>公立保育所管理運営事業については、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p>【公立保育所数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 か所 平保育園 玉川保育園 <p>【開所時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行のとおりとする。 <p>【職員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長 (2 園兼務) ・副園長

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	(主任保育士) ・保育士 職員 5人 臨時職員 2人 (うち、障害児担当1人) 非常勤職員 1人 ・用務員 臨時職員 1人 【保育所保健】 ・歯科検診 1回 ・内科検診 2回 【その他の管理・運営】 ・施設の保守点検 ・職員研修 ・保育実習生の受入 ・保育所給食 献立 栄養士 1人 臨時職員 調理 調理員 2人 臨時職員 給食内容 主食持参 週1回完全給食	(主任保育士) ・保育士 職員 6人 臨時職員 5人 (うち、障害児担当1人) ・委託職員(2から3人) ・事務職員 1人 【保育所保健】 ・歯科検診 1回 ・内科検診 2回 ・耳鼻科検診 1回 ・眼科検診 1回 【その他の管理・運営】 ・施設の保守点検 ・職員研修 ・保育実習生の受入 ・保育所給食 献立 栄養士 1人 非常勤職員(有資格) 調理 調理員 2人 臨時職員 給食内容 完全給食		・保育士 職員 11人 臨時職員 7人 (うち、障害児担当各1人) 委託職員 3人 非常勤職員 2人 ・事務職員 【保育所保健】 ・歯科検診 1回 ・内科検診 1回 ・耳鼻科検診 1回 ・眼科検診 1回 【その他の管理・運営】 ・施設の保守点検 ・職員研修 ・保育実習生の受入 ・保育所給食 献立 栄養士 1人 調理 調理員 4人 給食内容 完全給食

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	<p>3歳未満児は、完全給食</p> <p>・その他 入・卒園式、運動会、保護者会等</p> <p>バスの送迎 送迎希望を取り、朝夕バスで送迎をしている。</p> <p>私立保育園（はなぞの保育園）1か所あり。</p>	<p>・その他 入・卒園式、運動会、保護者会等</p> <p>バスの送迎 送迎希望を取り、朝夕バスで送迎をしている。</p>		<p>・その他 入・卒園式、運動会、保護者会等</p> <p>バスの送迎 現行のとおりとする。</p>

協定項目 2.2 - 2.7 生涯学習事業の取扱いについて
(第 2 回会議資料 9.7 ページ)

協定項目 22 - 27 生涯学習事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
4 社会教育委員 に関すること	<p>【組織】 学校・社会教育関係者、学識経験者 13人以内</p> <p>【事業】 会議 年4回</p>	<p>【組織】 学校・社会教育関係者、学識経験者 10人</p> <p>【事業】 会議 年3回</p>	<p>社会教育委員については、合併時に再編する。</p>	<p>【組織】 学校・社会教育関係者、学識経験者 12人以内</p> <p>【事業】 会議 年3回</p>
11 体育指導委員 に関すること	<p>【定数】 17人 (実数16人)</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【報酬】 年額 35,000円</p> <p>【費用弁償】 日額 2,200円 会議においては 1,100円</p> <p>【定例会議】 年6回開催</p>	<p>【定数】 16人 (実数15人)</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【報酬】 年額 26,000円</p> <p>【費用弁償】 日額 2,200円</p> <p>【定例会議】 年10回開催</p>	<p>体育指導委員については、合併時に再編する。</p>	<p>【定数】 31人</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【報酬】 年額 30,000円</p> <p>【費用弁償】 日額 1,000円</p> <p>【定例会議】 年7回開催</p>
14 社会体育施設 管理運営に 関すること	<p>【施設名】 ・村民運動場(テニスコートあり) ・第一球場(夜間照明あり) ・第二球場 ・文化体育センター ・上サ・スケート場</p> <p>【受付方法】</p>	<p>【施設名】 ・総合運動場 ・第2運動場(五明グラウンド) ・田黒運動場 ・トレーニングセンター ・玉川中学校夜間照明施設</p> <p>【受付方法】</p>	<p>社会体育施設管理運営については、合併時に再編する。</p>	<p>現行のとおり運営する。ただし、都幾川村実施の年間会員登録制度を平成18年4月1日から町で管理する社会体育施設に適用する。(上サ・スケート場は体育協会管理施設のため、適用しない。) (第2運動場・田黒運動場は地元地</p>

	<p>施設利用調整会議を4か月に一度実施し受付 文化体育センター 個人利用者予約不可</p> <p>【受付場所】 ・文化体育センター ・上サ・スケート場</p>	<p>使用月の1か月前の1日より受付</p> <p>【受付場所】 ・トレーニングセンター ・地元区長</p>		<p>区管理施設のため適用しない。)</p>
15 公民館設置運営に関すること	<p>【設置】 中央公民館1分館 1</p> <p>【開館時間】 午前9時00分～午後9時30分</p> <p>【休館日】 毎月第1月曜日 国民の祝日 12月28日～1月4日</p>	<p>【設置】 中央公民館1分館 7</p> <p>【開館時間】 午前9時00分～午後9時00分</p> <p>【休館日】 毎月最終月曜日 12月28日～1月4日</p>	<p>公民館設置運営については、合併時に再編する。</p>	<p>【設置】 公民館2</p> <p>【開館時間】 午前9時00分～午後9時30分</p> <p>【休館日】 毎月第1月曜日 国民の祝日 12月28日～1月4日</p>
16 公民館運営審議会に関すること	<p>平成13年度に廃止のため未設置</p>	<p>【定数】 10人以内(社会教育委員が兼務)</p> <p>【委嘱】 学校教育及び社会教育の関係者並びに識見を有するものの中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【審議会の開催】</p>	<p>公民館運営審議会については、合併時に再編する。</p>	<p>公民館運営審議会は設置しない。(公民館の各種事業の計画実施についての調査審議は社会教育委員が行う。)</p>

<p>18 図書館設置 運営に関する こと</p>	<p>【利用時間】 ・火～金曜日 午前9時00分 ～午後6時00 分（夏は午後7 時00分まで） ・土・日曜日 午前9時00分 ～午後5時00 分</p> <p>【休館日】 月曜日、国民の祝 日に関する法律に 規定する休日、年 末年始、特別整理 期間</p> <p>【貸出の対象】 村内に居住し、 又は通勤若しくは 通学する者、村と 相互利用の協定を 締結している自治</p>	<p>会議は必要に応じ て館長が招集 【委員報酬】 なし 【費用弁償】 日額 2,200円</p> <p>【利用時間】 ・土、日、火～木 曜日 午前9時00分 ～午後5時00 分 ・金曜日 午前9時00分 ～午後7時00 分</p> <p>【休館日】 月曜日、国民の祝 日に関する法律に 規定する休日、年 末年始、館内整理 日、特別整理期間、 臨時休館日</p> <p>【貸出の対象】 村内に居住し、 又は通勤若しくは 通学する者、村と 相互利用の協定を 締結している自治</p>	<p>図書館の設置運 営については、合 併時に再編する。</p>	<p>玉川村立図書館 を「ときがわ町立 図書館」とする。 都幾川村立図書 館は、都幾川公民 館の図書室とす る。 【利用時間】 ときがわ町立図書 館（火～日曜日 午前9時00分～ 午後5時00分）</p> <p>都幾川公民館図書 室（現行のとおり とする。）</p> <p>【休館日】 現行のとおり</p> <p>【貸出の対象】 町内に居住し、 又は通勤若しくは 通学する者、町と 相互利用の協定を 締結している自治</p>
-----------------------------------	---	---	--	---

	体に居住し、又は通勤若しくは通学する者とする。	体に居住し、又は通勤若しくは通学する者、利用カードの発行（利用者登録）を受けるものとする。		体に居住し、又は通勤若しくは通学する者、利用カードの発行（利用者登録）を受けるものとする。
--	-------------------------	---	--	---

報告第 19 号

都幾川村・玉川村合併協議会の廃止について

合併協議会廃止までのスケジュール

12月上旬	両村議会へ合併協議会廃止議案の上程 (地方自治法第252条の6、第252条の2)
12月中旬	可 決
12月下旬	合併協議会廃止に関する協議(首長協議) (地方自治法第252条の6、第252条の2)
12月下旬	合併協議会廃止の告示(両村) (地方自治法第252条の6、第252条の2)
1月上旬	埼玉県知事へ協議会廃止の届出 (地方自治法第252条の6、第252条の2)
1月31日	都幾川村・玉川村合併協議会の廃止
1月31日	平成17年度 決算(会長) (合併協議会規約第16条)
1月31日	平成17年度 監査(協議会監事)
2月下旬	協議会委員であった者に報告(町長職務執行者)

関係法令等

地方自治法（抄）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

都幾川村・玉川村合併協議会規約（抄）

（協議会廃止の場合の措置）

第16条 協議会を廃止した場合には、協議会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

報告第20号

平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会の決算見込みについて

平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会の決算見込みについて、別紙のとおり報告する。

平成17年度 都幾川村・玉川村合併協議会歳入歳出決算見込み

自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 1月31日

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定見込額	収入見込額	不納欠損見込額	収入未済見込額	予算現額と収入見込額との比較
1 負担金		7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	0
	1 負担金	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	0
2 繰越金		3,642,000	3,642,758	3,642,758	0	0	758
	1 繰越金	3,642,000	3,642,758	3,642,758	0	0	758
3 諸収入		1,000	60	60	0	0	940
	1 諸収入	1,000	60	60	0	0	940
歳 入 合 計		10,643,000	10,642,818	10,642,818	0	0	182

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出見込額	翌年度繰越額	不用見込額	予算現額と支出見込額との比較
1 運営費		3,530,000	1,983,906	0	1,546,094	1,546,094
	1 会議費	838,000	532,188	0	305,812	305,812
	2 事務費	2,692,000	1,451,718	0	1,240,282	1,240,282
2 事業費		4,758,000	4,716,510	0	41,490	41,490
	1 事業推進費	4,758,000	4,716,510	0	41,490	41,490
3 予備費		2,355,000	0	0	2,355,000	2,355,000
	1 予備費	2,355,000	0	0	2,355,000	2,355,000
歳 出 合 計		10,643,000	6,700,416	0	3,942,584	3,942,584

歳入歳出差引見込 3,942,402 円

平成17年度 都幾川村・玉川村合併協議会歳入歳出決算見込み(事項別明細書)

自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 1月31日

歳入

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額				調定見込額	収入見込額	収入未済見込額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	計	節					
				区 分					金 額
	円	円	円		円	円	円	円	
1 負担金	7,000,000	0	7,000,000		7,000,000	7,000,000	0		
1 負担金	7,000,000	0	7,000,000		7,000,000	7,000,000	0		
1 負担金	7,000,000	0	7,000,000	1 負担金	7,000,000	7,000,000	0	都幾川村負担金 3,500,000 玉川村負担金 3,500,000	
2 繰越金	1,000	3,641,000	3,642,000		3,642,758	3,642,758	0		
1 繰越金	1,000	3,641,000	3,642,000		3,642,758	3,642,758	0		
1 繰越金	1,000	3,641,000	3,642,000	1 前年度繰越金	3,642,000	3,642,758	0	平成16年度繰越金	
3 諸収入	1,000	0	1,000		60	60	0		
1 諸収入	1,000	0	1,000		60	60	0		
1 諸収入	1,000	0	1,000	1 預金利子	1,000	60	0	預金利子	
歳入合計	7,002,000	3,641,000	10,643,000		10,642,818	10,642,818	0		

平成17年度 都幾川村・玉川村合併協議会歳入歳出決算見込み(事項別明細書)

自 平成17年 4月 1日

至 平成18年 1月31日

歳 出

(単位 : 円)

款 項 目	予 算 現 額						支出見込額	不用見込額	説 明
	当 初 予算額	補 正 予算額	予 備 費 支出及び 流用増減	計	節				
					区 分	金 額			
1 運 営 費	円 3,530,000	円 0	円 0	円 3,530,000		円 1,983,906	円 1,546,094	円	
1 会議費	838,000	0	0	838,000		532,188	305,812		
1 会議費	838,000	0	0	838,000	1 報酬	247,000	151,200	95,800	委員報酬 151,200
					9 旅費	163,000	99,000	64,000	委員費用弁償 99,000
					11需用費	18,000	7,938	10,062	食糧費 7,938
					12役務費	410,000	274,050	135,950	会議録作成手数料 274,050
2 事務費	2,692,000	0	0	2,692,000		1,451,718	1,240,282		
1 事務費	2,692,000	0	0	2,692,000	9 旅費	66,000	66,000	0	職員旅費 66,000
					11需用費	767,000	424,982	342,018	消耗品費 387,667 印刷製本費 37,315
					12役務費	102,000	102,000	0	通信運搬費 102,000
					14使用料及び 賃借料	1,757,000	858,736	898,264	同目14節より流用 80,000 事務機器使用料 858,736 同目12節へ流用 80,000

(単位：円)

款項目	予 算 現 額					支出見込額	不用見込額	説 明	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予 備 費 支出及び 流用増減	計	節				
					区 分				金 額
2 事業費	3,056,000	1,228,000	474,000	4,758,000			4,716,510	41,490	
1 事業推進費	3,056,000	1,228,000	474,000	4,758,000			4,716,510	41,490	
1 事業推進費	3,056,000	1,228,000	474,000	4,758,000	08報償費	90,000	90,000	0	町章募集賞品 90,000
					11需用費	1,419,000	1,418,760	240	消耗品費 522,060 印刷製本費 896,700 予備費充用 474,000
					13委託料	3,091,000	3,050,250	40,750	例規整備支援 2,709,000 町章規格作成業務 105,000 ホームページ保守 105,000 現況調書様式変更 131,250
					14使用料 及び賃借料	158,000	157,500	500	ホームページ使用料 157,500
3 予備費	416,000	2,413,000	474,000	2,355,000			0	2,355,000	
1 予備費	416,000	2,413,000	474,000	2,355,000			0	2,355,000	
1 予備費	416,000	2,413,000	474,000	2,355,000	予備費	2,355,000	0	2,355,000	2款1項1目11節へ充用 474,000
歳出合計	7,002,000	3,641,000	0	10,643,000			6,700,416	3,942,584	

実質収支に関する調書(見込み)

(単位:円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	10,642,818
2 歳	出 総 額	6,700,416
3 歳	入 歳 出 差 引 額	3,942,402
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実	質 収 支 額	3,942,402

報告第21号

ときがわ町長職務執行者について

ときがわ町長職務執行者について、別紙のとおり定めたので報告する。

比企郡ときがわ町長の職務を行うべき者に関する協議書

平成18年2月1日から比企郡都幾川村及び同郡玉川村を廃し、その区域をもって比企郡ときがわ町を設置することに伴う比企郡ときがわ町長の職務を行うべき者（以下、「ときがわ町長職務執行者」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定により、次のとおり定めることについて協議する。

ときがわ町長職務執行者は、都幾川村長 大澤 堯 とする。

平成17年12月2日

都幾川村長 大澤 堯

印

玉川村長 関口 定男

印